

藤沢市図書館に関する規則の一部改正について
藤沢市図書館に関する規則を次のように改正する。

2012年（平成24年）3月24日提出

藤沢市教育委員会

教育長 佐々木 柿 己

1 改正する規則

別紙のとおり

2 施行期日

平成24年4月1日

提案理由

この規則を提出したのは、点字図書館が太陽の家から総合市民図書館に移転したことにより藤沢市太陽の家（心身障がい者福祉センター）条例及び同施行規則から削除されたため、所要の改正をする必要による。

藤沢市図書館に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 月 日

藤沢市教育委員会

委員長 小澤 一成

藤沢市教育委員会規則第 号

藤沢市図書館に関する規則の一部を改正する規則

藤沢市図書館に関する規則（昭和61年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「（分室、視聴覚ライブラリー及び点字図書館）」に改め、同条に次の1項を加える。

3 図書館に点字図書館を置く。

第5条第1項中「図書館の」を「図書館（点字図書館を除く。）の」に改める。

第6条中「図書館の利用時間」を「図書館（点字図書館を除く。）の利用時間」に改める。

第9条第1項中「貸出し期間」を「貸出期間」に改める。

第19条を第24条とする。

第5章を第6章とする。

第18条を第23条とする。

第4章を第5章とする。

第17条を第22条とし、第14条から第16条までを5条ずつ繰り下げる。

第3章を第4章とし、第2章の次に次の1章を加える。

第3章 点字図書館

（事業）

第14条 点字図書館は身体障害者福祉法第34条の規定に基づき、次の事業を行う。

- (1) 点字刊行物及び視聴覚障がい者用の録音物等（以下「点字図書館資料」という。）の製作、閲覧及び貸出し
- (2) 点訳及び録音等ボランティアの指導育成

(3) 視覚障がい者の文化、レクリエーション活動等の援助及び推進

(4) 関係行政機関及び障がい者団体等との連絡及び協力

(休館日及び利用時間)

第15条 点字図書館の休館日及び利用時間は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要があると認めたときは、臨時にこれを変更することができる。

(1) 休館日 土曜日、日曜日、休日、1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで

(2) 利用時間 午前9時から午後4時30分まで

(登録等)

第16条 点字図書館資料の貸出しを受けようとする者は、点字図書館利用申込書により、登録をしなければならない。

2 前項の登録をすることができる者は、市内に在住、在勤又は在学をする個人、その事務所の所在又は活動の場が市内にある団体、その他館長が特に適当と認める者とする。

(点字図書館資料の貸出し)

第17条 点字図書館資料は、館内閲覧及び館外貸出しができる。

2 館内における点字図書館資料の閲覧は、原則として自由とする。

3 貸出しを受けようとする者は、電話、郵便等により申込みをし、宅送による貸出しを受けることができる。

4 前項による貸出しの貸出数、貸出期間については、次のとおりとする。

(1) 貸出数は10タイトル以内とする

(2) 貸出期間は30日間とする

5 前項の規定にかかわらず、館長が特に必要と認めたときは、同項に規定する貸出数、貸出期間について変更することができる。

(点字図書館資料の弁償)

第18条 点字図書館資料を亡失又は汚破損したときは、同一の資料又は相当の金額をもって弁償しなければならない。ただし、当該亡失又は汚破損が天災等不可抗力等によると館長が認めたときは、この限りでない。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

藤沢市図書館に関する規則新旧対照表

改 正 案	現 行																																																
<p>○藤沢市図書館に関する規則</p> <p style="text-align: right;">昭和 61 年 9 月 29 日 教委規則第 4 号</p> <p>(分室、視聴覚ライブラリー及び点字図書館の設置)</p> <p>第 3 条 図書館に分室を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>藤沢市長後市民図書室</td> <td>藤沢市長後 513 番地</td> </tr> <tr> <td>藤沢市明治市民図書室</td> <td>藤沢市辻堂新町一丁目 11 番 23 号</td> </tr> <tr> <td>藤沢市辻堂市民図書室</td> <td>藤沢市辻堂東海岸一丁目 1 番 41 号</td> </tr> <tr> <td>藤沢市御所見市民図書室</td> <td>藤沢市打戻 1,760 番地の 1</td> </tr> <tr> <td>藤沢市片瀬市民図書室</td> <td>藤沢市片瀬三丁目 9 番 6 号</td> </tr> <tr> <td>藤沢市遠藤市民図書室</td> <td>藤沢市遠藤 2,984 番地の 3</td> </tr> <tr> <td>藤沢市六会市民図書室</td> <td>藤沢市亀井野四丁目 8 番地の 1</td> </tr> <tr> <td>藤沢市善行市民図書室</td> <td>藤沢市善行一丁目 2 番地の 3</td> </tr> <tr> <td>藤沢市藤沢市民図書室</td> <td>藤沢市藤沢一丁目 9 番 17 号</td> </tr> <tr> <td>藤沢市鵠沼市民図書室</td> <td>藤沢市鵠沼海岸二丁目 10 番 34 号</td> </tr> <tr> <td>藤沢市村岡市民図書室</td> <td>藤沢市弥勒寺一丁目 7 番 7 号</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 図書館に視聴覚ライブラリーを置く。</p>	名称	位置	藤沢市長後市民図書室	藤沢市長後 513 番地	藤沢市明治市民図書室	藤沢市辻堂新町一丁目 11 番 23 号	藤沢市辻堂市民図書室	藤沢市辻堂東海岸一丁目 1 番 41 号	藤沢市御所見市民図書室	藤沢市打戻 1,760 番地の 1	藤沢市片瀬市民図書室	藤沢市片瀬三丁目 9 番 6 号	藤沢市遠藤市民図書室	藤沢市遠藤 2,984 番地の 3	藤沢市六会市民図書室	藤沢市亀井野四丁目 8 番地の 1	藤沢市善行市民図書室	藤沢市善行一丁目 2 番地の 3	藤沢市藤沢市民図書室	藤沢市藤沢一丁目 9 番 17 号	藤沢市鵠沼市民図書室	藤沢市鵠沼海岸二丁目 10 番 34 号	藤沢市村岡市民図書室	藤沢市弥勒寺一丁目 7 番 7 号	<p>○藤沢市図書館に関する規則</p> <p style="text-align: right;">昭和 61 年 9 月 29 日 教委規則第 4 号</p> <p>(分室及び視聴覚ライブラリーの設置)</p> <p>第 3 条 図書館に分室を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>藤沢市長後市民図書室</td> <td>藤沢市長後 513 番地</td> </tr> <tr> <td>藤沢市明治市民図書室</td> <td>藤沢市辻堂新町一丁目 11 番 23 号</td> </tr> <tr> <td>藤沢市辻堂市民図書室</td> <td>藤沢市辻堂東海岸一丁目 1 番 41 号</td> </tr> <tr> <td>藤沢市御所見市民図書室</td> <td>藤沢市打戻 1,760 番地の 1</td> </tr> <tr> <td>藤沢市片瀬市民図書室</td> <td>藤沢市片瀬三丁目 9 番 6 号</td> </tr> <tr> <td>藤沢市遠藤市民図書室</td> <td>藤沢市遠藤 2,984 番地の 3</td> </tr> <tr> <td>藤沢市六会市民図書室</td> <td>藤沢市亀井野四丁目 8 番地の 1</td> </tr> <tr> <td>藤沢市善行市民図書室</td> <td>藤沢市善行一丁目 2 番地の 3</td> </tr> <tr> <td>藤沢市藤沢市民図書室</td> <td>藤沢市藤沢一丁目 9 番 17 号</td> </tr> <tr> <td>藤沢市鵠沼市民図書室</td> <td>藤沢市鵠沼海岸二丁目 10 番 34 号</td> </tr> <tr> <td>藤沢市村岡市民図書室</td> <td>藤沢市弥勒寺一丁目 7 番 7 号</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 図書館に視聴覚ライブラリーを置く。</p>	名称	位置	藤沢市長後市民図書室	藤沢市長後 513 番地	藤沢市明治市民図書室	藤沢市辻堂新町一丁目 11 番 23 号	藤沢市辻堂市民図書室	藤沢市辻堂東海岸一丁目 1 番 41 号	藤沢市御所見市民図書室	藤沢市打戻 1,760 番地の 1	藤沢市片瀬市民図書室	藤沢市片瀬三丁目 9 番 6 号	藤沢市遠藤市民図書室	藤沢市遠藤 2,984 番地の 3	藤沢市六会市民図書室	藤沢市亀井野四丁目 8 番地の 1	藤沢市善行市民図書室	藤沢市善行一丁目 2 番地の 3	藤沢市藤沢市民図書室	藤沢市藤沢一丁目 9 番 17 号	藤沢市鵠沼市民図書室	藤沢市鵠沼海岸二丁目 10 番 34 号	藤沢市村岡市民図書室	藤沢市弥勒寺一丁目 7 番 7 号
名称	位置																																																
藤沢市長後市民図書室	藤沢市長後 513 番地																																																
藤沢市明治市民図書室	藤沢市辻堂新町一丁目 11 番 23 号																																																
藤沢市辻堂市民図書室	藤沢市辻堂東海岸一丁目 1 番 41 号																																																
藤沢市御所見市民図書室	藤沢市打戻 1,760 番地の 1																																																
藤沢市片瀬市民図書室	藤沢市片瀬三丁目 9 番 6 号																																																
藤沢市遠藤市民図書室	藤沢市遠藤 2,984 番地の 3																																																
藤沢市六会市民図書室	藤沢市亀井野四丁目 8 番地の 1																																																
藤沢市善行市民図書室	藤沢市善行一丁目 2 番地の 3																																																
藤沢市藤沢市民図書室	藤沢市藤沢一丁目 9 番 17 号																																																
藤沢市鵠沼市民図書室	藤沢市鵠沼海岸二丁目 10 番 34 号																																																
藤沢市村岡市民図書室	藤沢市弥勒寺一丁目 7 番 7 号																																																
名称	位置																																																
藤沢市長後市民図書室	藤沢市長後 513 番地																																																
藤沢市明治市民図書室	藤沢市辻堂新町一丁目 11 番 23 号																																																
藤沢市辻堂市民図書室	藤沢市辻堂東海岸一丁目 1 番 41 号																																																
藤沢市御所見市民図書室	藤沢市打戻 1,760 番地の 1																																																
藤沢市片瀬市民図書室	藤沢市片瀬三丁目 9 番 6 号																																																
藤沢市遠藤市民図書室	藤沢市遠藤 2,984 番地の 3																																																
藤沢市六会市民図書室	藤沢市亀井野四丁目 8 番地の 1																																																
藤沢市善行市民図書室	藤沢市善行一丁目 2 番地の 3																																																
藤沢市藤沢市民図書室	藤沢市藤沢一丁目 9 番 17 号																																																
藤沢市鵠沼市民図書室	藤沢市鵠沼海岸二丁目 10 番 34 号																																																
藤沢市村岡市民図書室	藤沢市弥勒寺一丁目 7 番 7 号																																																

3 図書館に点字図書館を置く。

(利用に供する主な施設)

第4条 図書館が市民の利用に供する主な施設は、次のとおりとする。

藤沢市総合市民図書館	閲覧室，ホール，視聴覚鑑賞コーナー，対面朗読室，会議室，おはなしの部屋，自動車駐車場
藤沢市南市民図書館	閲覧室，視聴覚鑑賞コーナー，会議室
藤沢市辻堂市民図書館	閲覧室，ホール，視聴覚鑑賞コーナー，多目的室，録音室，会議室，自動車駐車場
藤沢市湘南大庭市民図書館	閲覧室，視聴覚鑑賞コーナー，多目的室，録音室，会議室，特別書庫

2 前項に規定する自動車駐車場の使用に係る事項は、別に定める。

(休館日)

第5条 図書館(点字図書館を除く。)の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 総合市民図書館にあつては、毎月第2及び第4水曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(以下「休日」という。)に当たる場合は、当該休日後最初に到来する休日でない日)。南市民図書館、辻堂市民図書館及び湘南大庭市民図書館並びに分室にあつては、月曜日(その日が休日に当たる場合は、当該休日後最初に到来する休日でない日)。ただし、8月31日が月曜日に当たる場合を除く。
- (2) 1月1日から同月4日まで及び12月29日(分室にあつては、同月28日)から同月31日まで
- (3) 特別整理期間(1会計年度において、10日を超えない範囲内で教育委員会が

(利用に供する主な施設)

第4条 図書館が市民の利用に供する主な施設は、次のとおりとする。

藤沢市総合市民図書館	閲覧室，ホール，視聴覚鑑賞コーナー，対面朗読室，会議室，おはなしの部屋，自動車駐車場
藤沢市南市民図書館	閲覧室，視聴覚鑑賞コーナー，会議室
藤沢市辻堂市民図書館	閲覧室，ホール，視聴覚鑑賞コーナー，多目的室，録音室，会議室，自動車駐車場
藤沢市湘南大庭市民図書館	閲覧室，視聴覚鑑賞コーナー，多目的室，録音室，会議室，特別書庫

2 前項に規定する自動車駐車場の使用に係る事項は、別に定める。

(休館日)

第5条 図書館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 総合市民図書館にあつては、毎月第2及び第4水曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(以下「休日」という。)に当たる場合は、当該休日後最初に到来する休日でない日)。南市民図書館、辻堂市民図書館及び湘南大庭市民図書館並びに分室にあつては、月曜日(その日が休日に当たる場合は、当該休日後最初に到来する休日でない日)。ただし、8月31日が月曜日に当たる場合を除く。
- (2) 1月1日から同月4日まで及び12月29日(分室にあつては、同月28日)から同月31日まで
- (3) 特別整理期間(1会計年度において、10日を超えない範囲内で教育委員会

指定する期間)

- 2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、必要があると認めるときは、開館日に休館し、又は休館日に開館することができる。

(利用時間)

第6条 図書館(点字図書館を除く。)の利用時間は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が図書館の管理上必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

藤沢市総合市民図書館	午前9時から午後5時まで(火曜日及び金曜日(これらの日が休日に当たる場合を除く。))は午前9時から午後7時まで)
藤沢市南市民図書館	午前9時から午後5時まで(火曜日及び金曜日(これらの日が休日に当たる場合を除く。))は午前9時から午後7時まで)
藤沢市辻堂市民図書館	午前9時から午後5時まで(火曜日及び金曜日(これらの日が休日に当たる場合を除く。))は午前9時から午後7時まで)
藤沢市湘南大庭市民図書館	午前9時から午後5時まで(火曜日及び金曜日(これらの日が休日に当たる場合を除く。))は午前9時から午後7時まで)
分室	午前10時から午後5時まで

第2章 図書館の利用

(登録等)

第7条 図書館資料及び視聴覚機材の貸出しを受けようとする者は、貸出申込書を総合市民図書館長(以下「館長」という。)に提出し、登録を受けなければなら

が指定する期間)

- 2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、必要があると認めるときは、開館日に休館し、又は休館日に開館することができる。

(利用時間)

第6条 図書館の利用時間は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が図書館の管理上必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

藤沢市総合市民図書館	午前9時から午後5時まで(火曜日及び金曜日(これらの日が休日に当たる場合を除く。))は午前9時から午後7時まで)
藤沢市南市民図書館	午前9時から午後5時まで(火曜日及び金曜日(これらの日が休日に当たる場合を除く。))は午前9時から午後7時まで)
藤沢市辻堂市民図書館	午前9時から午後5時まで(火曜日及び金曜日(これらの日が休日に当たる場合を除く。))は午前9時から午後7時まで)
藤沢市湘南大庭市民図書館	午前9時から午後5時まで(火曜日及び金曜日(これらの日が休日に当たる場合を除く。))は午前9時から午後7時まで)
分室	午前10時から午後5時まで

第2章 図書館の利用

(登録等)

第7条 図書館資料及び視聴覚機材の貸出しを受けようとする者は、貸出申込書を総合市民図書館長(以下「館長」という。)に提出し、登録を受けなければなら

ない。

2 前項の登録を受けることができる者は、市内に在住、在勤又は在学をする個人、その事務所の所在又は活動の場が市内にある団体、広域利用実施協定を締結した地方公共団体(以下「広域利用公共団体」という。)に在住する個人その他館長が特に適当と認める者とする。

3 前項の申込みには、次の各号に掲げるものの区分に応じ当該各号に定める物を提示し、又は提出しなければならない。

(1) 個人(広域利用公共団体に在住する個人を除く。) 市内に在住、在勤若しくは在学をしていることを証する書類又は次条第 1 項に規定する身体障害者手帳

(2) 団体 会員名簿

(3) 広域利用公共団体に在住する個人 広域利用公共団体に在住していることを証する書類

4 館長は、第 1 項の登録をしたときは、当該登録申込者に図書館カードを交付するものとする。

5 第 1 項の登録を受けた者は、登録事項に異動が生じたとき又は図書館カードを忘失し、若しくは損傷したときは、速やかにその旨を館長に届け出て、変更登録又は図書館カードの再交付を受けなければならない。

(図書館資料及び視聴覚機材の貸出し)

第 8 条 図書館資料及び視聴覚機材の貸出しを受けようとする者は、図書館カードを館長に提示して貸出手続をしなければならない。ただし、身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)に規定する身体障害者手帳を所持し、その障がいの程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和 25 年厚生省令第 15 号)別表第 5 号の 1 級又は 2 級に該当する者又は特別の事情により館長が必要と認めた者は、電話

らない。

2 前項の登録を受けることができる者は、市内に在住、在勤又は在学をする個人、その事務所の所在又は活動の場が市内にある団体、広域利用実施協定を締結した地方公共団体(以下「広域利用公共団体」という。)に在住する個人その他館長が特に適当と認める者とする。

3 前項の申込みには、次の各号に掲げるものの区分に応じ当該各号に定める物を提示し、又は提出しなければならない。

(1) 個人(広域利用公共団体に在住する個人を除く。) 市内に在住、在勤若しくは在学をしていることを証する書類又は次条第 1 項に規定する身体障害者手帳

(2) 団体 会員名簿

(3) 広域利用公共団体に在住する個人 広域利用公共団体に在住していることを証する書類

4 館長は、第 1 項の登録をしたときは、当該登録申込者に図書館カードを交付するものとする。

5 第 1 項の登録を受けた者は、登録事項に異動が生じたとき又は図書館カードを忘失し、若しくは損傷したときは、速やかにその旨を館長に届け出て、変更登録又は図書館カードの再交付を受けなければならない。

(図書館資料及び視聴覚機材の貸出し)

第 8 条 図書館資料及び視聴覚機材の貸出しを受けようとする者は、図書館カードを館長に提示して貸出手続をしなければならない。ただし、身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)に規定する身体障害者手帳を所持し、その障がいの程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和 25 年厚生省令第 15 号)別表第 5 号の 1 級又は 2 級に該当する者又は特別の事情により館長が必要と認めた者は、電

又は郵便により申込みをし、宅送による貸出しを受けることができる。

2 館内における図書館資料の閲覧及び視聴は、原則として自由とする。ただし、館長が別に定める視聴覚資料の視聴については、図書館カードを館長に提示して閲覧及び視聴の手続をしなければならない。

3 次に掲げる図書館資料は、貸出しをしないものとする。ただし、館長が必要があると認める場合は、この限りでない。

(1) 「かりられません」の表示があるもの又は赤枠ラベルを貼ちよう付してあるもの

(2) 新聞、官報及び神奈川県公報

(3) 逐次刊行物の最新号

(4) 特別コレクション

(5) 前各号に掲げるもののほか、館長が指定したもの

(図書館資料及び視聴覚機材の貸出数、貸出期間及び申込開始日)

第9条 図書館資料及び視聴覚機材を同時に貸出できる数並びに図書館資料及び視聴覚機材の貸出期間及び申込開始日は、次のとおりとする。

区分		数量	貸出期間	申込開始日
図書・雑誌資料		10冊以内(分室にあつては、6冊以内)	14日間(宅配サービス利用にあつては、1月)	利用日当日
視聴覚資料	録音資料	5点以内	14日間	利用日当日
	一般用映像資料	2点以内	14日間	利用日当日
	教材用ビデオテープ	3点以内	7日間	利用日当日から3月前

話又は郵便により申込みをし、宅送による貸出しを受けることができる。

2 館内における図書館資料の閲覧及び視聴は、原則として自由とする。ただし、館長が別に定める視聴覚資料の視聴については、図書館カードを館長に提示して閲覧及び視聴の手続をしなければならない。

3 次に掲げる図書館資料は、貸出しをしないものとする。ただし、館長が必要があると認める場合は、この限りでない。

(1) 「かりられません」の表示があるもの又は赤枠ラベルを貼ちよう付してあるもの

(2) 新聞、官報及び神奈川県公報

(3) 逐次刊行物の最新号

(4) 特別コレクション

(5) 前各号に掲げるもののほか、館長が指定したもの

(図書館資料及び視聴覚機材の貸出数、貸出期間及び申込開始日)

第9条 図書館資料及び視聴覚機材を同時に貸出できる数並びに図書館資料及び視聴覚機材の貸出し期間及び申込開始日は、次のとおりとする。

区分		数量	貸出期間	申込開始日
図書・雑誌資料		10冊以内(分室にあつては、6冊以内)	14日間(宅配サービス利用にあつては、1月)	利用日当日
視聴覚資料	録音資料	5点以内	14日間	利用日当日
	一般用映像資料	2点以内	14日間	利用日当日
	教材用ビデオテープ	3点以内	7日間	利用日当日から3月前

	16 ミリ映画 フィルム	3 点以内	3 日間	利用日当日 から 3 月前
視聴覚機材		各 1 台	3 日間	利用日当日 から 3 月前

2 前項の規定にかかわらず、館長が特に必要と認めるときは、同項に規定する数量、貸出期間及び申込開始日について変更することができる。

(図書館資料の弁償)

第 9 条の 2 利用者が図書館資料を亡失又は汚破損したときは、同一の資料又は代替品をもって弁償しなければならない。ただし、当該亡失又は汚破損が天災等不可抗力によると館長が認めるときは、この限りでない。

(図書館資料及び視聴覚機材の貸出の停止等)

第 10 条 貸出しを受けた者が貸出期間が経過しても図書館資料及び視聴覚機材を返納しないとき又は図書館資料及び視聴覚機材の管理上支障があると認められるときは、館長は、一定の期間貸出しを停止することができる。

2 貸出期間経過後なお引続き図書館資料及び視聴覚機材の利用をしようとする者は、館長の承認を受けなければならない。

(複写の承認)

第 11 条 図書館資料の複写をしようとする者は、館長の承認を受けなければならない。

(施設の使用の許可)

第 12 条 次に掲げる施設を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

藤沢市総合市民図書館

ホール、会議室、対面朗読室、おは

	16 ミリ映画 フィルム	3 点以内	3 日間	利用日当日 から 3 月前
視聴覚機材		各 1 台	3 日間	利用日当日 から 3 月前

2 前項の規定にかかわらず、館長が特に必要と認めるときは、同項に規定する数量、貸出期間及び申込開始日について変更することができる。

(図書館資料の弁償)

第 9 条の 2 利用者が図書館資料を亡失又は汚破損したときは、同一の資料又は代替品をもって弁償しなければならない。ただし、当該亡失又は汚破損が天災等不可抗力によると館長が認めるときは、この限りでない。

(図書館資料及び視聴覚機材の貸出の停止等)

第 10 条 貸出しを受けた者が貸出期間が経過しても図書館資料及び視聴覚機材を返納しないとき又は図書館資料及び視聴覚機材の管理上支障があると認められるときは、館長は、一定の期間貸出しを停止することができる。

2 貸出期間経過後なお引続き図書館資料及び視聴覚機材の利用をしようとする者は、館長の承認を受けなければならない。

(複写の承認)

第 11 条 図書館資料の複写をしようとする者は、館長の承認を受けなければならない。

(施設の使用の許可)

第 12 条 次に掲げる施設を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

藤沢市総合市民図書館

ホール、会議室、対面朗読室、おは

	なしの部屋
藤沢市南市民図書館	会議室
藤沢市辻堂市民図書館	ホール, 会議室, 多目的室, 録音室
藤沢市湘南大庭市民図書館	会議室, 多目的室, 録音室, 特別書庫

2 前項の許可(対面朗読室に係るものを除く。)を受けようとする者は、使用日の属する月の2月前の初日(その日が休館日にあたる場合は、当該休館日の後に最初に到来する開館日)から使用日当日の使用前までに、図書館施設使用申請書により教育委員会に申請しなければならない。

3 教育委員会は、前項の規定による申請があつたときは、速やかに内容を審査してその適否を決定し、その結果を図書館施設使用決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

4 対面朗読室の使用に係る申請及び許可については、口頭によるものとする。
(使用料の減免基準等)

第12条の2 条例第9条の規定により減額する使用料の割合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合とする。

- (1) 国又は神奈川県が使用する場合 5割
- (2) 前号に掲げる場合のほか、教育委員会が特別な理由があると認めた場合
その都度教育委員会が定める割合

2 条例第9条の規定により使用料を免除する場合は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 教育委員会又は市が使用する場合
- (2) 主たる構成員が障がい者の団体又はその支援団体が使用する場合
- (3) 次のアからオまでに掲げる者又は当該者及びその介護者が個人で使用する

	なしの部屋
藤沢市南市民図書館	会議室
藤沢市辻堂市民図書館	ホール, 会議室, 多目的室, 録音室
藤沢市湘南大庭市民図書館	会議室, 多目的室, 録音室, 特別書庫

2 前項の許可(対面朗読室に係るものを除く。)を受けようとする者は、使用日の属する月の2月前の初日(その日が休館日にあたる場合は、当該休館日の後に最初に到来する開館日)から使用日当日の使用前までに、図書館施設使用申請書により教育委員会に申請しなければならない。

3 教育委員会は、前項の規定による申請があつたときは、速やかに内容を審査してその適否を決定し、その結果を図書館施設使用決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

4 対面朗読室の使用に係る申請及び許可については、口頭によるものとする。
(使用料の減免基準等)

第12条の2 条例第9条の規定により減額する使用料の割合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合とする。

- (1) 国又は神奈川県が使用する場合 5割
- (2) 前号に掲げる場合のほか、教育委員会が特別な理由があると認めた場合
その都度教育委員会が定める割合

2 条例第9条の規定により使用料を免除する場合は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 教育委員会又は市が使用する場合
- (2) 主たる構成員が障がい者の団体又はその支援団体が使用する場合
- (3) 次のアからオまでに掲げる者又は当該者及びその介護者が個人で使用する

場合

ア 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条第 4 項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障がいがある者として記載されている者

イ 都道府県知事又は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の長から療育手帳(知的障がい者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がいと判定された者に対して支給される手帳で、その者の障がいの程度その他の事項の記載があるものをいう。)の交付を受けている者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

エ 都道府県知事から特定疾患医療受給者証(原因が不明であり、治療方法が確立していない特定疾患の患者の医療費の公費負担を行うため、当該者に対して交付される証をいう。)の交付を受けている者

オ 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 12 条第 3 項の規定により交付を受けた介護保険の被保険者証に要介護状態区分のいずれか又は要支援者に該当する者として記載されている者

(4) 前 3 号に掲げる場合のほか、教育委員会が特別な理由があると認めた場合

3 条例第 9 条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、施設等使用料減免申請書を事前に教育委員会に提出しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、使用料の免除を受けようとする者が、第 2 項第 3 号に規定する者であるときは当該者は前項の申請書による申請に代えて施設の入場口においてその者に係る身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手

る場合

ア 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条第 4 項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障がいがある者として記載されている者

イ 都道府県知事又は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の長から療育手帳(知的障がい者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がいと判定された者に対して支給される手帳で、その者の障がいの程度その他の事項の記載があるものをいう。)の交付を受けている者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

エ 都道府県知事から特定疾患医療受給者証(原因が不明であり、治療方法が確立していない特定疾患の患者の医療費の公費負担を行うため、当該者に対して交付される証をいう。)の交付を受けている者

オ 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 12 条第 3 項の規定により交付を受けた介護保険の被保険者証に要介護状態区分のいずれか又は要支援者に該当する者として記載されている者

(4) 前 3 号に掲げる場合のほか、教育委員会が特別な理由があると認めた場合

3 条例第 9 条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、施設等使用料減免申請書を事前に教育委員会に提出しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、使用料の免除を受けようとする者が、第 2 項第 3 号に規定する者であるときは当該者は前項の申請書による申請に代えて施設の入場口においてその者に係る身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福

帳，特定疾患医療受給者証又は介護保険の被保険者証を提示することにより申請しなければならない。

- 5 教育委員会は前2項の規定による申請があつたときは，内容を審査してその適否を決定し，第3項に係る申請者に対しては施設等使用料減免許可書により，前項に係る申請者に対しては口頭によりその結果を当該申請者に通知するものとする。

(図書館の利用の制限)

第13条 館長は，図書館の利用者が，次の各号のいずれかに該当するときは，その者の利用を禁止し，又は中止させることができる。

- (1) この規則の規定に違反したとき。
- (2) 他の利用者に迷惑を及ぼしたとき。
- (3) 館長その他の職員の指示に従わないとき。

(施設使用の取りやめの届出)

第13条の2 第12条第3項に規定する施設使用の許可を受けた者が事情により利用することを取りやめるときは，速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

第3章 点字図書館

(事業)

第14条 点字図書館は身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第34条の規定に基づき，次の事業を行う。

- (1) 点字刊行物及び視覚障害者用の録音物等（以下「点字図書館資料」という。）の製作，閲覧及び貸出し
- (2) 点訳及び録音等ボランティアの指導育成
- (3) 視覚障がい者の文化，レクリエーション活動等の援助及び推進

祉手帳，特定疾患医療受給者証又は介護保険の被保険者証を提示することにより申請しなければならない。

- 5 教育委員会は前2項の規定による申請があつたときは，内容を審査してその適否を決定し，第3項に係る申請者に対しては施設等使用料減免許可書により，前項に係る申請者に対しては口頭によりその結果を当該申請者に通知するものとする。

(図書館の利用の制限)

第13条 館長は，図書館の利用者が，次の各号のいずれかに該当するときは，その者の利用を禁止し，又は中止させることができる。

- (1) この規則の規定に違反したとき。
- (2) 他の利用者に迷惑を及ぼしたとき。
- (3) 館長その他の職員の指示に従わないとき。

(施設使用の取りやめの届出)

第13条の2 第12条第3項に規定する施設使用の許可を受けた者が事情により利用することを取りやめるときは，速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(4) 関係行政機関及び障がい者団体等との連絡及び協力

(休館日及び利用時間)

第 15 条 点字図書館の休館日及び利用時間は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要があると認めたときは、臨時にこれを変更することができる。

(1) 休館日は、土曜日、日曜日、休日、1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで

(2) 利用時間は、午前9時から午後4時30分まで

(登録等)

第 16 条 点字図書館資料の貸出しを受けようとする者は、点字図書館利用申込書により、登録をしなければならない。

2 前項の登録をすることができる者は、市内に在住、在勤又は在学をする個人、その事務所の所在又は活動の場が市内にある団体、その他館長が特に適当と認める者とする。

(点字図書館資料の貸出し)

第 17 条 点字図書館資料は、館内閲覧及び館外貸出しができる。

2 館内における点字図書館資料の閲覧は、原則として自由とする。

3 貸出しを受けようとする者は、電話、郵便等により申込みをし、宅送による貸出しを受けることができる。

4 前項による貸出しの貸出数、貸出期間については、次のとおりとする。

(1) 貸出数は10タイトル以内とする

(2) 貸出期間は30日間とする

5 前項の規定にかかわらず、館長が特に必要と認めたときは、同項に規定する貸出数、貸出期間について変更することができる。

(点字図書館資料の弁償)

第 18 条 点字図書館資料を亡失又は汚破損したときは、同一の資料又は相当の

金額をもって弁償しなければならない。ただし、当該亡失又は汚破損が天災等不可抗力等によると館長が認めたときは、この限りでない。

第4章 図書館協議会

(委員長)

第19条 藤沢市図書館協議会(以下「協議会」という。)に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第20条 協議会の会議は、委員長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(報酬等)

第21条 委員の報酬等については、藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例(昭和31年9月藤沢市条例第36号)の定めるところによる。

(書記)

第22条 協議会に書記を置き、図書館の職員をもって充てる。

- 2 書記は、委員長の指揮を受けて協議会の庶務を処理する。

第5章 図書等の寄贈及び寄託

(寄贈及び寄託)

第23条 図書館は、図書その他の資料の寄贈又は寄託を受けることができる。

- 2 寄託を受けた図書その他の資料は、図書館資料と同様の取扱いをするものとする。

第3章 図書館協議会

(委員長)

第14条 藤沢市図書館協議会(以下「協議会」という。)に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第15条 協議会の会議は、委員長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(報酬等)

第16条 委員の報酬等については、藤沢市非常勤職員の報酬等に関する条例(昭和31年9月藤沢市条例第36号)の定めるところによる。

(書記)

第17条 協議会に書記を置き、図書館の職員をもって充てる。

- 2 書記は、委員長の指揮を受けて協議会の庶務を処理する。

第4章 図書等の寄贈及び寄託

(寄贈及び寄託)

第18条 図書館は、図書その他の資料の寄贈又は寄託を受けることができる。

- 2 寄託を受けた図書その他の資料は、図書館資料と同様の取扱いをするものとする。

第6章 雑則

(帳票の様式)

第24条 この規則の規定により必要とする帳票の様式は、別に定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

第5章 雑則

(帳票の様式)

第19条 この規則の規定により必要とする帳票の様式は、別に定める。